

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

（1）請求人

住所 （略）

氏名 田中 康介

（2）提出年月日 令和7年8月18日

2 請求の内容

（1）請求の要旨

福岡県が(株)アソウ・ヒューマニーセンター（以下「センター」という。）と締結した令和7年度「出会い・結婚応援事業」に係る業務委託契約及び公金の支出は不適正であるため、センターとの契約を解除し、公正・適正な委託先と契約を締結すること等を求める。

（2）違法又は不当とする事実及びその理由

ア 出会い・結婚応援事業業務委託に係るセンターの契約違反

（ア）福祉労働部こども未来課は、出会い・結婚応援事業において、センターと業務委託契約を締結し、現在に至るまで契約の履行および公金の支出が継続されている。

（イ）県は本事業において登録資格の条件を定めており、その排斥条項の一つとして「結婚相談所」である事業者は対象外としている。

しかしながら、明確に排斥されている「結婚相談所」であるアソウ・マリッジエージェント（以下「マリッジエージェント」という。）の経営母体がセンターであるにもかかわらず、当該契約の締結および公金支出が行われていることは、事業の公正性を損なうものであり、不適正である。

（ウ）令和7年1月6日16時06分頃、こども未来課の担当係長に問い合わせた際、「秘密保持の違反、自社への利益誘導、情報共有・漏洩等が無いよう、委託契約とは別に個別の契約を締結しており、問題は無い」「もし違反の事実が発覚すれば即刻厳正に対処する」との説明を受けた。

（エ）令和7年1月23日9時51分頃、センターからマリッジエージェントへの秘密保持の違反、自社への利益誘導、情報共有・漏洩等が行われた事実が確認された（証拠保管済、監視者および証人有）。

これは、「委託契約書」第8条、並びに「委託業務仕様書」その他・6番目の条項に明確に違反しており、秘密保持の違反並びに自社事業の営業活動に利用したことは明らかである。

イ 契約違反の事実を伝えたにもかかわらず、県が委託契約およびそれに基づく公金の支出の見直しを行っていない。

上記アの事実を令和7年1月27日および同年2月3日にこども未来課へ通告したが、県側はこれを把握し「不適正でした。厳正に対応します」と認めながら、委託契約の締結先および公金の支出について見直しを行っていない。

ウ 結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置

県が実施する結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置について、全国都道府県との著しい乖離に鑑み、公平性、適正性を監査し、撤廃を求める。

(3) 求める措置

- ア 令和7年度「出会い・結婚応援事業」業務委託に係るセンターとの契約を解除し、公正・適正な委託先との契約を締結すること。
- イ センターへの不公正・不適正な公金支出を停止し、公正・適正な委託先に公金を支出すること。
- ウ 「出会い・結婚応援事業」における結婚相談所の排斥条項を撤廃すること。

(4) 事実証明書等

- ア 請求人自身が作成した、県への問合せ及びセンター訪問の記録

(主な内容)

- ・ センターとマリッジエージェントは、同じビルの同じフロアに存在し、職員の往来はもとより、センターと結婚相談所は共用の会議室・面談室を使用している。
 - ・ 請求人は事実を確認するため、県の事業の個別相談に申し込みの上、令和7年1月23日9時にセンター職員と面談した。
 - ・ 面談終盤に、請求人が、センターがグループに結婚相談所を有する件につき問い合わせたところ、同日9時51分頃、センター職員が請求人とマリッジエージェント職員を引き合わせた。
 - ・ その際、マリッジエージェント職員から無料相談の勧誘を受けたが、請求人がそれを辞退したところ、マリッジエージェント職員が、名刺と営業資料一式、無料相談チケットを請求人に手交した。
- イ 令和7年度「出会い・結婚応援事業」業務委託契約書
 - ウ 出会い応援団体の登録資格に関する資料
 - エ 佐賀県、宮崎県、高知県等他県における結婚支援（応援）事業の概要等に関する資料
 - オ センター会社概要
 - カ マリッジエージェント会社概要、パンフレット、婚活1日体験無料チケット及び担当者名刺の写し

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年8月25日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和7年度「出会い・結婚応援事業」業務委託契約の締結及び履行並びにこれらに基づく公金の支出に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

福祉労働部（こども未来課）を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する陳述の機会については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため実施しなかった。

4 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和7年9月29日付けで以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 事実の認否

ア 第1の2(2)ア(ア)については、認める。

イ 第1の2(2)ア(イ)については、否認する。

ウ 第1の2(2)ア(ウ)については、認める。

エ 第1の2(2)ア(エ)については、否認する。

オ 第1の2(2)イについては、否認する。

カ 第1の2(2)ウについては、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。

(3) 弁明の理由

ア 客観的事実

(ア) 第1の2(2)ア(ア)及び(イ)の請求人の主張について

請求人は、「県の出会い・結婚応援事業から結婚相談所が排斥されている」旨を主張しているが、これは「出会い応援団体」の登録制度のことを指している。

この「出会い応援団体」とは、「福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱」に基づき、独身者にボランティアで出会いの機会を提供するなど、自らが実施主体となり「出会いイベント等」を実施する企業・団体を指しており、「出会い応援団体」が結婚の斡旋等を業とする事業者であった場合、特定の事業者の事業を県が支援することになることから、要綱上、登録の対象から除外している。

一方、本事業の「受託事業者」は、県が本来すべき事業を県に代わって実施するものであり、その目的・実施内容は「出会い応援団体」とは異なる。本事業は、「出会い応援団体」の活動サポートや独身男女の個別相談など、結婚支援に係るノウハウが必要になることから、企画提案公募により業務遂行力を有する事業者を選定しており、その公募参加資格から結婚の斡旋等を業とする事業者を除外していない。

以上のことから、事業の執行にあたっては、適正な契約方法により公平性を確保したうえでセンターと契約を締結したところであり、請求人の主張は当てはまらない。

(イ) 第1の2(2)ア(エ)の請求人の主張について

請求人は、「事実証明書」中、「結婚相談所の営業担当者は、名刺と営業資料一式と無料相談チケットを手交した」と主張している。この点、マリッジエージェントの担当者から名刺及び資料を提供したことは事実である。

しかし、センターの職員が請求人に関する情報をマリッジエージェントの担当者に漏洩したか否か、また、名刺及び資料の配付が、契約違反に当たる勧誘目的であったか否かについては、資料配付を受けた経緯に関して請求人の主張とセンターに県が事実確認を行った内容とに相違があり、客観的な事実としてとらえ難く、このことをもって契約違反の根拠とする

ことはできない。

また、配付行為によって、公金が不当に使用されたり、行政サービスが阻害されたりしたものではなく、県が把握する限りにおいて、配付行為によってセンターやマリッジエージェントが何らかの経済的利益を得た事実はない。

さらに、請求人は、「事実証明書」中、「調査目的で個別相談に申し込んだ」旨を明記しており、配付行為によって請求人に具体的な不利益や損害は一切生じていない。

なお、契約履行状況については、業務実績報告書や相談対応記録等により、センターが誠実に業務を遂行していることを確認しており、出会い応援団体や出会いイベントの参加者、個別相談者からの本件と同様の苦情も確認されていない。

したがって、秘密保持の違反及び自社事業の営業活動に利用したことが明らかであるという請求人の主張には当たらない。

(ウ) 第1の2(2)イの請求人の主張について

請求人は、「委託契約の締結先及び公金の支出の見直しを行っていない」旨を主張している。

民法における契約解除(第541条)は、「債務不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微でない場合」に認められるものであり、当該契約書第21条においても同様に定めている。

前述の(イ)に記載したとおり、名刺及び資料の配付について、契約違反に該当するか否かを客観的事実に基づいて判断することが困難であり、また、県及び請求人に不利益が生じたものとはいえず、契約の目的や履行状況に照らして、契約の解除に及ぶ重大な債務の不履行には当たらないと考える。

なお、名刺及び資料の配付は、業務仕様書に規定する「委託事業と自社事業を区分けし、本業務で取得した情報等を自社事業の営業活動等に利用しないこと」に抵触するおそれがあり、契約の趣旨に照らして不適切な行為であると判断し、発注者として速やかにセンターに対して口頭指導を行い、再発防止を求めた。このことは、指導記録として残しており、その内容はセンター内でも周知されている。

イ 事実関係における主張の相違

(ア) 第1の2(2)ア(エ)の請求人の主張について

請求人は、「事実証明書」中、「同センターの職員が、同グループで同フロアにある結婚相談所のマリッジエージェントの担当者と請求人を引き合わせ、当該担当者から無料カウンセリングに勧誘された」と主張している。

センターは、契約上、自社の営業行為を行わないことを遵守することとなっており、通常、グループ会社の紹介や資料提供といった行為は行っていないという認識のもと、実際に同種の相談があった場合にはお断りする対応を行っている。

今回の件を受けて、県が事実確認を行ったところ、本件においては、請求人が一般の相談者として来訪された際に、マリッジエージェントを紹介するよう請求人から複数回の要望があったため、その意向を汲み取ったセンター職員が、マリッジエージェントに連絡し、マリッジエージェントの職員が資料を配付したのみであり、無料カウンセリングへの勧誘等を行ったのではないとのことであった。すなわち、請求人からの強い要望に応じ、やむを得ず対応した結果であり、センターが能動的にマリッジエージェントの利益となるよう営業活動を行ったものではない。

加えて、請求人は、あくまで一般の相談者と偽って個別相談に申し込まれており、センターは、請求人が調査目的で訪問したことを一切認識しない状況下で対応した。

請求人は、その目的をセンターに秘匿し、一般の相談者として訪問しながらも、調査目的を果たすべく相談を行い、「実は結婚相談所にも興味があり、探している。御社はグループ会社に結婚相談所があったと承知しているが、紹介していただけないか」と要求し、センターの担当者は「グループ会社であっても紹介はできない」と断った。しかし、その後も請求人は、「県の事業を受託しているアソウさんのところの結婚相談所であれば安心できるので、ぜひ紹介してほしい」などと、紹介するよう繰り返し要求した。このように、一般の相談者になりすまし、意図的に情報を収集する行為は、センター職員の婚活を希望する独身者に寄り添った真摯な対応を逆手にとったものであり、県としてはマリッジエージェントの職員が資料配付をしたことについて、利益誘導を目的とした行動と受け止めていない。

なお、請求人は、「マリッジエージェントが同フロアにある」ことを何度か主張しており、また、センターの職員が「同じフロアに結婚相談所があります。」と回答したとも述べられているが、実際にはセンターとマリッジエージェントは別の階に設置されており、当該職員がそのような誤認を含む発言をする状況は、部署の配置や当該職員の職務歴からして考え難い。仮に請求人の主張が事実であるとすれば、センターの職員は、自社の部署の配置を誤解していることになり、著しく不自然であると考ええる。

以上の請求人の秘匿された調査目的を有する特殊な状況下におけるセンターの対応や客観的事実を総合的に勘案したところ、センターの行為が契約解除に値するほどの重大な契約違反には当たらないと判断している。

また、「事実証明書」中、「同センターの職員は、その「業務の遂行上知り得た秘密」を特定の結婚相談所に漏洩した。これは、『委託契約書』第8条に規定する「業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない」という秘密保持義務に明確に違反した。」と請求人は主張している。しかし、センターは、通常、個別相談において自ら個人情報を収集することはなく、今回、予約や相談の過程で「名字」、「電話番号」及び「年齢」を把握したものの、その情報をマリッジエージェントに共有していない。

仮にセンターがマリッジエージェントを紹介したことによって請求人が主張する「結婚活動者として活動・相談していること」の情報を共有した事実が認められたとしても、今回のケースにおいては、前述したとおり、マリッジエージェントを紹介してほしいという本人の要望に応じたものであるため、秘密保持の違反には当てはまらないと思料する。

(イ) 第1の2(2)イの請求人の主張について

請求人は、「事実証明書」中、「県側は、事実が発覚し、正式に認め、謝罪した」と主張しているが、実際の県側の対応は、「事実であれば良いことではない。事実確認の上、しっかり対応する」との趣旨を伝えたものであり、当該職員は事実の認定や謝罪を明確に行っていない。実際の双方の発言内容を証明することは困難であるものの、前述した他の指摘事項と同じく、請求人の拡大解釈に基づく主観的な主張であり、客観的な事実ではない。

以上のことから、見直しを行う理由がないと判断したものである。

ウ その他

(ア) 第1の2(2)ウの請求人の主張について

前述(2)カに記載したとおり、請求人の主張には何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解

する。

なお、請求人は「全国の都道府県による結婚支援事業における排斥条項の設置の角度から精査すると、福岡県が設置している結婚相談所を排斥する条項は、全国の都道府県において、他に一県も存在していない。」と主張している。ここでいう排斥条項は（３）ア（ア）に記載したとおり、「出会い応援団体」の登録制度における条項のことであるが、九州各県では長崎県には同様の条項が存在しており、その他、全国的に見ても、同様の条項は複数存在し、本県のみが特殊な対応をしているとする請求人の主張は当てはまらない。上記の他にも、提示のない証拠（「監視者および証人有」）をはじめ、請求書における請求人の主張は、客観的な事実との乖離や、主観的な主張が散見され、信ぴょう性について慎重な検証を要すると考える。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関及び業務委託先の職員に対し、令和7年8月26日から同年9月19日にかけて、関係書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、監査対象機関における関係書類の調査及び担当職員からの聴取、並びにセンターでの実地調査における相談記録等関係書類の調査及びセンター職員からの聴取等により、以下の事項を確認した。

（１）本件事案の経緯

ア センターとの業務委託契約の状況

令和5年2月20日～3月10日 令和5年度事業について、企画提案公募（プロポーザル）を実施

令和5年3月22日 企画提案審査の結果、センターを受託候補事業者に選定

令和5年4月1日 令和5年度事業について、センターと特命随意契約にて契約締結

令和6年4月1日 令和6年度事業について、事業内容、仕様等に変更がなかったことから、引き続きセンターと特命随意契約にて契約締結

令和7年4月1日 令和6年度と同一理由により、令和7年度事業について、センターと特命随意契約にて契約締結

イ 請求人から担当課への問合せ及びセンターへの相談状況等

令和7年1月6日 請求人からこども未来課の担当係長への問合せ

令和7年1月23日 請求人によるセンター来所相談

令和7年1月27日及び2月3日 請求人からこども未来課に対しセンターの秘密保持違反等についての連絡

令和7年1月28日及び同月29日 請求人からこども未来課に対し1月27日と同一主張のメール

令和7年2月3日及び同月7日 こども未来課職員からセンター事務局長に対し、指導の上、再発防止策を求めた

令和7年2月4日 センター事務局長から事務局職員へ再発防止のための周知

（２）請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 出会い・結婚応援事業業務委託に係るセンターの契約違反について

(ア) 県は、「出会い・結婚応援事業」の企画提案公募を令和5年2月20日から同年3月10日までの間実施し、同年3月22日にセンターを令和5年度の受託候補事業者として選定した上で、同年4月1日に、業務委託契約を締結している。また、令和6年度及び令和7年度においても、令和5年度事業から事業内容、仕様等に大きな変更がなかったため、契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成する観点から、「福岡県随意契約取扱要綱に係る事務処理について（平成27年2月17日26財活第2173号総務部長通知）」に基づき、令和4年度の企画提案公募により選定された令和5年度の契約先であるセンターと引き続き特命随意契約による契約を締結している。

各年度における業務委託契約書第8条第1項には、「受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない」との記載、「委託業務仕様書」6その他の6番目の「・」の条項では、「県の委託事業と自社事業を明確に区分けし、本業務で取得した個人情報等を自社事業の営業活動等に利用しないこと。」との記載がある。

なお、請求書には、令和7年1月6日のこども未来課担当係長への問合せについて「委託契約とは別に個別の契約を締結しており」と記載されているが、担当課職員への聴取及び関係書類確認の結果、別途契約を締結しているのではなく、業務委託契約書の別記「保有個人情報取扱特記事項」及び別紙「委託業務仕様書」であることを確認した。

また、同契約の履行に伴い、令和5年度事業分は令和6年5月24日に、令和6年度事業分は令和7年5月19日に、精算払により委託料が支出されている。

(イ) 上記（ア）に記載のとおり、令和7年度の「出会い・結婚応援事業」に係る委託契約は、令和5年度から事業内容等に変更がないとして、令和5年度事業に係る企画提案公募により選定されたセンターと特命随意契約が締結されているが、令和5年度事業に係る「出会い・結婚応援事業企画提案公募実施要領」における企画提案公募参加資格は以下の①～④の4点であり、この条件を満たす者であれば企画提案公募への参加は可能とされていることから、同事業の委託先から結婚相談所を除外しているという事実はない。

- ① 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと
- ③ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和3年2月10日2総厚第17290号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではない者
- ④ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

なお、同事業の一環として行われるイベント等を企画及び実施する「出会い応援団体」については、福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱において、出会い応援団体の対象者として、「結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするもの（NPO法人除く）に該当しない者」と定められており、NPO法人を除く結婚相談所を除外している。

(ウ) 請求人がセンターにおいて来所相談を行った際に、センター職員がマリッジエージェント職員に対しパンフレットの受領を希望する人がいる旨を伝え、マリッジエージェント職員から請求人に対して名刺、パンフレット及び無料相談チケットを手交している。

センター職員からの聴取及び相談記録によれば、センター職員は、前日の相談予約時に名乗った請求人の名字、連絡先電話番号及び個別相談当日の請求人の話から推察される年齢情報（50代）以外の個人情報は把握しておらず、マリッジエージェント職員へは、この名字等

の情報も伝えていない。

また、本件以外に、センターへの相談者についてセンターからマリッジエージェントに連絡を行っていた事実は確認できなかった。

なお、センターとマリッジエージェント間では、電話、FAX、メールアドレス及びデータの共有システムは全く別々に運用されており、事務所フロアも別階（センター12階、マリッジエージェント13階）となっている。センターの中でも業務委託に係る情報は担当者8名のみが共有できる権限が与えられており、両社間においては、通常、業務で知り得た情報について共有する環境にはない。

イ 契約違反の事実を伝えたにもかかわらず、県が委託契約及びそれに基づく公金の支出の見直しを行っていないことについて

県は今回の事案については、業務委託契約書第21条又は第22条に定める契約解除要件に該当するものではないと判断し、契約の見直しは行っていないが、今回の事案の報告を受け、令和7年2月3日には電話で、同月7日にも対面にて、担当課職員からセンター事務局長に指導を行っている。

さらに、センターにおいては直ちに、今回の事案の周知徹底といった再発防止のための措置を講じている。

なお、本件委託契約に基づく令和7年度分の委託料の支出は監査実施時点で行われていない。

ウ 結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置について

「ふくこい」とは「出会い・結婚応援事業」を指す通称である。

上記第4の1の（2）のア（イ）に記載のとおり、「出会い・結婚応援事業」の委託先については、結婚相談所の排斥条項を設置している事実はない。また、事業の実施要領等の規定を作成する行為は、公金の支出といった、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には該当しない。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

（1）出会い・結婚応援事業業務委託に係るセンターの契約違反について

支出負担行為等、契約に係る財務会計上の手続を確認した結果、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）等にとおり適正になされた契約であり、違法、不当な点は確認されなかった。

一方、名刺及びパンフレット等の提供に至った経緯や提供時の状況は、請求人とセンターの間で主張が食い違っているが、センター職員がマリッジエージェント職員に相談者の希望を伝え、マリッジエージェント職員が名刺及びパンフレット等を請求人に渡した行為は、契約書第8条1項の秘密保持の違反、「委託業務仕様書」6その他の6番目の「・」の条項により禁止されている営業活動に繋がるものと疑われるおそれがある行為であったことは否定できない。

（2）契約違反の事実を伝えたにもかかわらず、県が委託契約及びそれに基づく公金の支出の見直しを行っていないことについて

本件業務委託契約書第21条及び第22条においては、「債務不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微でない場合」や「受注者が発注者との信頼関係を破壊したと認められるものであるとき」等の場合にのみ契約解除が可能とされている。

本件については、センター職員への聴取、相談記録等の確認の結果、センター職員は、請求人の名字、電話番号及び年齢情報（50代）以外の個人情報把握しておらず、マリッジエージェン

ト職員へは、この名字等の情報も伝えていないなど、個人の特定につながる情報の流出は認められなかった。

また、本件以外に、センターへの相談者についてセンターからマリッジエージェントに連絡を行っていた事実も確認されず、県による指導直後の2月4日にセンター内の周知徹底が図られたところである。

これらを踏まえると、今回のセンター職員の行為によってマリッジエージェント職員が請求人と対面していたとしても、今回のセンター職員の行為が、業務委託契約書第8条、「委託業務仕様書」6その他の6番目の「・」の条項に抵触するとして、契約を見直すほどの重大な違反には該当しない、との知事の判断については不当とは言えない。

(3) 結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置について

「出会い・結婚応援事業」の委託先については、結婚相談所の排斥条項を設置している事実はない。また、事業の実施要領等の規定を作成する行為は、公金の支出といった、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には該当せず、住民監査請求の対象とはならない。

上記のとおり、令和7年度「出会い・結婚応援事業」に係る業務委託契約の締結及び公金の支出については、関係法令等に基づいて適正に事務処理が行われており、契約の条項に違反すると疑われるおそれがある行為があったとしても、当該行為が契約の見直しを要するまでの重大な契約違反に該当しないという知事の判断についても不当とは認められないことから、違法又は不当な財務会計上の行為には該当しない。したがって、請求人の主張には理由がない。

よって、本件請求のうち住民監査請求の対象となる契約の締結及び公金の支出に対する請求については、これを棄却する。

また、「出会い・結婚応援事業」における結婚相談所の排斥条項の撤廃については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象（財務会計行為）ではないため、却下する。